

議案第75号

さいたま市不適正事務処理に関する第三者委員会条例を廃止する条例の制定について

さいたま市不適正事務処理に関する第三者委員会条例を廃止する条例を次のように定める。

平成25年6月12日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市不適正事務処理に関する第三者委員会条例を廃止する条例

さいたま市不適正事務処理に関する第三者委員会条例（平成24年さいたま市条例第49号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。